

令和元年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和元年5月27日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 1号 平成30年度永平寺町一般会計繰越明許繰越計算書の報告について
- 第 5 承認第 2号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 3号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 7 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第35号 字の一部区域の変更について
- 第14 議案第36号 救助工作車の取得について
- 第15 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	松川正樹	君
2番	上田誠	君
3番	中村勘太郎	君
4番	金元直栄	君
5番	滝波登喜男	君
6番	齋藤則男	君
7番	奥野正司	君
8番	伊藤博夫	君
9番	長岡千恵子	君
10番	川崎直文	君
11番	酒井和美	君
12番	酒井秀和	君
13番	朝井征一郎	君
14番	江守勲	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充	君				
副町	長	山口真	君				
教	育	長室秀典	君				
消	防	長朝日光彦	君				
総	務	課長平林竜一	君				
財	政	課長川上昇司	君				
総	合	政	策	課長	歸山英孝	君	
会	計	課長	酒井宏明	君			
税	務	課長	清水昭博	君			
住	民	生	活	課長	佐々木利夫	君	
福	祉	保	健	課長	木村勇樹	君	
子	育	て	支	援	課長	吉川貞夫	君

農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る5月16日、町長より令和元年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集いただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和元年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、長岡君、10番、川崎君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、5月27日から6月14日までの19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、5月27日から6月14日までの19日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

山々の若葉の色も日一日と色濃くなってきました。朝夕の爽やかな風が感じられ、過ごしやすい季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日、元号が平成から令和にかわり、日本中が祝賀ムードの中、新しい時代が幕をあけました。30年以上続いた平成は、天地、内外ともに平和になるという願いが込められた元号でありました。平成を振り返りますと、バブル崩壊による経済の低迷や、リーマンショックという未曾有の金融危機、阪神・淡路大震災や東日本大地震など多くの出来事が発生しました。

令和とは、万葉集から採用されたものであり、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められており、希望に満ちあふれた時代を国民と一緒に切り開いていくという願いが込められているということです。

永平寺町におきましても、令和に込められた願いのように、町民が心寄せ合い、希望を持ちながら暮らしていけるよう努力してまいります。

さて、5月17日に大本山永平寺が仏殿や法堂など19棟が国の重要文化財に指定されました。1件で19棟の指定は県内の重要文化財では最多の棟数となります。

今回評価された点は、単に歴史的な建造物であることだけではなく、たび重な

る火災からの再建、それを支えた人の和、門前の大工集団の卓越した装飾や建築の技術と近代的な建築技術との融合であります。今回の指定により歴史的、文化的価値がさらに増し、7月に町内各地で開催いたします禅シンポジウムにもはずみがつくものと期待しております。

また、今年のゴールデンウィークの永平寺参拝客は10連休であったこともあり、5万6,408人で昨年より2万7,226人ふえております。今後控える柏樹関の開業、北陸新幹線の敦賀開業と中部縦貫自動車道の全線開通、2020年の東京オリンピック開催による外国人観光客の増加など、交流人口のさらなる増加が見込まれます。町としても大きな催しや高速交通網の整備に合わせ施策を推進し、関係団体と連携を深めながら、本町の観光や経済へ大きな効果を生み出していきたいと考えております。

次に、花谷地区にある城山会が、福井県自治会活動功労表彰を受賞することに決定しました。城山会は、平成28年から県指定遺跡波多野城跡までの登山道の整備や案内看板の設置などを継続的に行っている団体であります。地域交流の中心的な役割を担っており、イベント登山や小学生の学習登山を初め、近隣集落を巻き込んだ活動をしており、住民による創意工夫と自発的かつ主体的な取り組みとその継続性が認められ今回の受賞となりました。地域住民が世代や地域、団体の枠を超えて自主的に活動することは大変うれしく思い、町としてもできる限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、学校現場におきましては、近年の夏場の高温対策として、空調設備の設置工事を施工中であります。既に設置済みの学校を除く7校の給食室と上志比給食センターに設置するもので、6月中には工事を完了する予定でございます。給食室の室内温度を管理できるようになることで、調理員の職場環境の改善と給食の安全性の向上にもつながると考えております。

次に、松岡公民館改修後の利用についてですが、4月2日より利用を再開しております。昨日は公民館まつりが開催され、多くの町民の皆様にご来場いただきました。講座の皆様の日ごろの活動成果の発表の場であると同時に、運営面でも近隣町内の皆様にもご協力いただき、地域と一体となった地域の公民館らしい運営が行われていたことを大変うれしく感じております。

昨年の同時期の利用者数を比較しますと、2カ月で利用者数が255人ふえており、改修により新しく整備しました多目的ルームではヨガや体操など体を動かす目的の利用者がふえてきているところです。今後も多目的ルームを含めた松岡

公民館の利用を呼びかけていきたいと考えております。

次に、I o Tの推進におきましては、少子・高齢化の進展や労働者不足等に伴う地域課題の解決に向け、I o T、A I、ビックデータなどの先端技術を活用し、新しいまちづくりや地域活性化のための取り組みなどを協力して行うことを目的として、東京大学先端科学技術研究センターと連携協定を締結いたしました。

また、えい坊くんのまちづくり株式会社が永平寺町I o T推進ラボの運営主体となり、I T分野で企業支援を行っているN P O法人福井県情報化支援協会と本年度連携協定を締結し、企業課題の整理、技術導入・開発などへの提案を行い、新産業の創出や業務効率化による生産性向上を促すことにより、町内企業が抱えている人手不足や事業承継などの課題解決を図ってまいります。

自動走行につきましては、4月25日から5月24日までの1カ月間、定時ダイヤで自動走行車を運行する実証実験を行い、観光客や地元住民など2,457人が利用しました。うち観光客の利用は2,061人でした。今回の実証実験では、国内最多の車両10台を投入し、ゴールデンウィークを含めた期間を運行し、観光需要の把握や運行形態の検証などを行いました。

これまでの実証結果を踏まえ、さらに今年度は6カ月という長期の実証実験を予定しており、引き続き実用化に向け取り組んでまいります。

次に、先日、屋久島で発生しました50年に一度とも言われる短時間集中豪雨や地震災害など予期せぬ大規模自然災害が近年多発しております。災害発生時は行政の支援をまつことなく自主的に活動が行えるか、また一方で日ごろからの自主的な備えが重要であります。永平寺町では全ての集落において自主防災組織が設立されており、今では防災訓練や防災講座は集落単位で開催されることも多くなり、町民一人一人の中にも防災に対する意識の高揚が図られているものと考えております。

そのような中、総務課生活安全室職員を5月27日から31日までの5日間、東京の消防大学で開催される危機管理・防災教育講習に参加させ、防災組織のリーダーを指導監督できる職員の育成に努めております。講習内容は、災害シミュレーションや災害時要配慮者対策、図上訓練など、より実践的な講習となっており、講習後は自主防災組織リーダーやその幹部、防災士の会会員に対し、講習で得た知識を広く共有し、町民と行政が一体となって災害に備え、災害に強いまちづくりをしていきたいと考えております。

ことしも雨や台風シーズンを控え、6月2日に中島河川公園で水防訓練を実施

いたします。今回の訓練は、例年同様、消防団員と地区住民による水防活動として土のうを利用した水防工法の実施と、県の防災航空隊と連携し防災ヘリコプターによる水難救助活動を実施する予定です。新たな訓練として、要配慮者利用施設での避難訓練も実施します。訓練内容は、施設内での避難と施設への入水を防止するシート張り工法を行います。

水防訓練を通して、水害が発生した場合やそのおそれがあるときに、地域住民、消防職団員、町との連携により、迅速かつ的確に対応できるよう水防活動の総合的な知識や技術の向上と意識の高揚に取り組んでまいります。

次に、福祉政策におきましては、支え合いの地域づくり事業として、介護が必要となっても地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの充実に取り組んでおります。介護、医療、保健・福祉といった専門的サービスの地域基盤を維持強化することに加え、住民同士の地域における共助、つまり支え合いの地域づくりが必要であり、医療と介護サービスの支援だけでなく、日ごろからのお互いさまの気かけ合い、見守り、支え合いが重要です。地域の活動を支援するために地域支え合い推進員を配置し、座談会を開催し、地域支え合いまちづくりを支援していきます。地域の課題を我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく意識の醸成につなげていきたいと考えております。

また、現在建築工事中の町立在宅訪問診療所につきましては、6月20日ごろには内装工事が完了し、機材の搬入を開始し、7月28日には竣工式と内覧会を予定しており、8月1日の開設に向け着々と準備を進めているところでございます。

次に、新たな制度といたしましてパリ協定の枠組みにおける日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しによって新たな森林管理制度が平成31年4月から創設されました。

また、平成31年度税制改正におきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林整備等に地方団体に一定の裁量で事業を幅広く弾力的に実施できることとなりました。農林課を中心に本町に交付されるこの森林環境譲与税を有効に活用しながら、森林の持つ多面的な機能を発揮するとともに、本町の林業の活性化につなげたいと考えております。

次に、下水道事業関連では、本年度、永平寺地区及び上志比地区の下水道施設

について、施設の現状を調査分析し、将来の修繕、更新計画を策定することで、施設の老朽化に備えることとしております。

上水道事業においては、平成30年度末の有収率が80.5%と3年ぶりに80%台に回復したところではございますが、さらなる率の向上を目標に、引き続き漏水調査及び漏水箇所の修繕に努めているところでございます。また、漏水調査により得られた管路情報を活用して水道施設台帳の電子データ化を行うことで、今後の維持管理の適正化を図っていくこととしております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成30年度一般会計繰越計算書の報告につきましては、町立診療所整備事業で1億3,459万5,000円など、年度内完了が見込めない事業などを繰り越しいたしましたので、事業に対する金額や財源等について報告するものであります。

次に、平成30年度一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、国体実行委員会の清算により4,500万円の減額が確定したことなどによる歳入歳出額の確定による予算の増減額等によるものであります。

次に、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する観点から地方税制の改正が行われたことによるもので、市町村民税では個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の拡充、固定資産税及び都市計画税では税負担軽減措置の創設軽自動車税では環境性能割の軽減などの見直しによるものです。

次に、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、プレミアム付商品券事業の事務経費と2つの地域コミュニティセンターの建築補助金を計上したほか、総務省の無線システム普及支援事業の採択を受けたことから、本庁、支所を住民サービスの向上を目的とした無線LANによる環境整備に係る経費を計上するものでございます。

また、中央浄化センターにおいて、経年劣化による処理設備の修繕に係る費用を計上するものです。

この結果、当初予算額に今回の補正を含めた予算総額は85億7,382万9,000円とお願いするものであります。

次に、介護保険特別会計を含む2つの特別会計の補正予算について申し上げます。

介護保険特別会計補正予算では、歳出で平成30年度の実績に基づく精算により、交付額の超過が発生しましたのでその返還分50万円を補正し、その財源として繰越金により措置をするものであります。

下水道特別会計補正予算では、中央浄化センターの下水処理関係装置の修繕が必要となったため、修繕料710万1,000円を増額し、歳入では一般会計からの繰入金により措置するものであります。

以上、令和元年度永平寺町一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案の概要について述べさせていただきました。

次に、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定の他2件の条例改正と字の一部区域の変更、救助工作車の取得についても、上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、今後ともさらなる町政発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

～日程第4 報告第1号 平成30年度永平寺町一般会計繰越明許繰越計算書の報告について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第4、報告第1号、平成30年度永平寺町一般会計繰越明許繰越計算書の報告についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました報告第1号、平成30年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのご報告を申し上げます。

一般会計におきまして、年度内完了が見込めない11事業、繰越額3億8,333万9,000円を繰り越しとさせていただくものでございます。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、報告第1号、平成30年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

3月議会でお認めいただきました繰越明許費の繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製いたしましたのでご報告申し上げます。

款2総務費、会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備支援業務183万6,000円は、基本情報の整理に日数を要し、参考となる県などの条例整備もおくれ、早急な条例整備は地域格差につながる懸念があるため繰り越したものでございます。

款3民生費、町立診療所整備事業1億3,459万5,000円については、関係者との調整に時間を要したことから建築着工がおくれ、年度内完了が困難となったことから繰り越したものでございます。

款6農林水産業費、農地事務諸経費93万3,000円は、九頭竜川鳴鹿土地改良区が行う事業において、整備内容等について地元との協議調整に日数を要し、年度内の工事完了が困難となったことから繰り越したものでございます。

このように年度内完了が困難となった11事業、3億8,333万9,000円を令和元年度へ繰り越したものでございます。

財源につきましては、国県支出金が7,246万2,000円、地方債が1億8,100万円、地域福祉基金が8,749万3,000円、一般財源4,238万4,000円でございます。

以上、平成30年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 繰越明許費、2ページの一番下、教育費、小学校の松岡小学校のいわゆる耐震補強含めた改修工事ですけれども、これ多くが繰り越しされるということは、何か思惑があつてのことですか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 松岡小学校につきましては、当初、渡り廊下の工事等について施工する手はずで動いておりましたけど、学校側との打ち合わせに不測の日数を要したということと、あと御陵小学校で外壁等を改修しているところ、アスベスト等が出ましたので、それを除去するのに春休みといたしますか、3月の休み期間にさせていただくということなどがありましたので、繰り越しをさせてい

ただいたものでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 御陵小学校のやつは私はそれはそういうこともあるのかなど思っているんですが、松岡小学校のやつについては次の補正との関係で、国のいわゆる支援が受けられなくなってきたこともあって、繰り越すことで実質、今年度の事業になるような形になって、支援をさらに求めていくのかと、またそれはその後で質問しますが、そういう方向も見据えてのことなのかなどと思ってちょっとお聞きしたんですが。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどの松岡小学校の件につきましては、そういう意図は財政的には持ち合わせておりません。

ただ、学校関係との協議に日数を要したということで繰り越しをさせていただいたものでございます。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 思惑といったものはございませんが、そもそももとの計画では30年度に渡り廊下分、31年度に北校舎分というふうにもともと計画しておりましたものを、1本で発注、二度の発注によるタイムラグとかを考えた上で、1本で発注するように持っていきました。そのときにはもう繰り越しになるというのを想定しての発注というふうになってございます。

落札しましてからは、学校の、先ほど財政課長が申しましたように学校との協議もございまして不測の日数をさらに要したというふうなことでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は今、その問題を問題にしたいということで言ったんじゃないに、国の交付金が受けられなくなる、国の補正で対応したということもあって、そういうことは聞いているんでそれはよくわかっていて、さらに僕は引き続き、このまま終わってしまうんで、それは自治体としてはしゃくですわね。おかしいし。やっぱりきちっと改修しているわけですから、実績なしで交付を受けるというのは、空契約みたいのをしてというならそれは問題ですけども、実際工事をやるわけですから、それはやっぱり引き続き要求、要望して、強力に要望していくのかなど。次の質問ありますから、それに何も、ここで賛成しておいて何も一言も言わずに次でおかしいよというのはそれはまずいかなと思って、前置の意味でちょっと質問した。意味はわかっただけですか？

ちょっと行政の姿勢としても、そこはきちっと貫いてほしいなと思うところがあるからの話です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 平成30年度の予算を組むときに、2年度、繰り越しありきで2年分を一括して提案させていただきました。これは一つの事業の単位が補助枠以内におさまってしまっていて補助の対象に、今回、ちょっと結果はこっちにおいておいていただきまして、その当時は2年間の継続でやりますとどっちも補助の枠外、金額の枠外に入ってくるということで、教育委員会からの提案で、2年間、繰り越しありきで、これは議会にもその当時説明させていただいておりますが、そういうふうな予算の組み方をさせていただきましたので、今回、この繰り越しについては想定内というか、その流れの中で繰り越しをお願いしているという形になります。

よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成30年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第2号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（江守勲君） 次に、日程第5、承認第2号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第2号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出におきまして、ひとり親世帯等に対する保育料軽減に伴う算定に一部誤りがあったので、その保育料の還付に106万3,000円、松岡小学校大規模改修工事において国の補正予算における補助金の交付決定が受けられなかったことによる財源の組み替え5,230万円、国体実行委員会負担金の額の確定により4,500万円を減額するなど、補正予算の総額は4,393万7,000円の減額となった次第であります。

歳入におきましては、町税及び地方交付税の額の確定による増額及び合併特例債の増額、国庫補助金及び基金繰入金を減額しております。

なお、こられの補正予算は、平成30年3月29日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第2号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成31年3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

初めに、一般会計から申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,393万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,270万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、7ページから8ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

下段の款3民生費、目4児童福祉施設費106万3,000円につきましては、ひとり親世帯等に対する保育料軽減制度の振りかえにより一部算定に誤りがありましたので、平成29年度分を還付するため増額補正したものでございます。

中段の款10、教育費、目1学校管理費の財源組み替えにつきましては、国の補正予算において防災関連事業に補助が優先されたことに伴い国庫補助金5,230万円の交付採択を受けられなかったため、4,300万円を合併特例債に、残りを一般財源に組み替えするものでございます。

下段の款10教育費、目1保健体育総務費4,500万円の減額は、福井しあ

わせ元気国体・障スポ大会開催事業の清算により実行委員会の事業費が確定したことにより減額補正するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、12ページをお願いいたします。

まず、町民税関係で2,370万円、固定資産税関係で1,430万円を収納見込みに応じ、それぞれ増額しております。また、地方交付税において、交付実績に基づき特別交付税を1億4,000万円増額しております。

下段の国庫補助金については、国の補助金の交付決定を受けられなかったので5,230万円を、県補助金については福井しあわせ元気国体事業の清算により運営補助金2,600万円をそれぞれ減額しております。

13ページをお願いいたします。

下段の合併特例債4,300万円は、学校管理費の財源として計上しております。

これらの補正により、上段の財政調整基金からの繰り入れを1億8,663万7,000円減額しております。

以上、承認第2号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 一つは、いわゆる過誤請求に基づく還付のやつですが、これはやっぱり大きいことやと思うんですね。特に片親世帯。片親世帯への支援についていうと、旧松岡は県内でもかなり早いほうやったと思うんですね。ここに来てやっぱり、本当にいろいろ聞いていると、収入も少なくてとか不安定で、なかなか大変な生活を送っている中での過誤請求ということになると、それはやっぱりそれなりに大変さがあるのかなと思うんですが、もし件数もそんなに多くないですから、単に還付ということだけでなしに、何か例えば手土産持ってでも謝罪に行くとかということは町として考えているのかということをお聞きしたいのと。

2つ目は、先ほどもちょっと触れました学校のいわゆる耐震とか補強も含めた工事の問題です。環境改善交付金ということで予定していたのが5,230万入

ってこなくなったと。やっぱり大きいですね。というのは、学校など改築とかいうときには、いわゆる基準単価というのがあります。これに基づいて計算されるお金が交付されてくるわけですが、補助を受けるわけですが、基準単価そのものが実質の工事と比べるとかなり低い。ですから、もともと自治体のいわゆる超過負担が当然やという国の見方といいますか、そういう中でいろいろな自治体の持ち出しも多くなる状況があるわけですから、そういう中で交付がなくなるということになると大変だなと。

先ほど聞いたのは、引き続き工事を行っているわけですから、そういうことで国の支援を受ける条件がなくなると、引き続き1回で発注はしているにしてもやっているじゃないかということで受けるとかということで、再度申請してみるということも、僕はしつこくやっていくべきやと思うんですね、本来。その辺はどうかかな。

ただ、合併特例債というちょっと難しい起債がある関係で、そこは安易になってしまっていないのかなという不安があるので、その辺はちょっとお聞きしたいですね。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（江守勲君） 休憩前に引き続き再開します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今ご指摘いただきました保育料の還付についてですが、これはひとり親家庭、また障がい者がいる家庭についての還付でございますが、我々子育て支援課の事務の誤りによって発生したものと非常に反省しております。

対象者の方につきましては、直接お話しさせていただきまして、制度の趣旨等を説明させていただきまして還付手続をとらせていただきました。

保育料無償化に向けた段階的無償化の過程での支援ということで、ひとり親家庭の世帯で、また障がい者、障がい児がいる世帯の第3階層、第4階層に該当する方については、それを第2階層に当てはめるといような制度改正が平成29年からありましたのを、我々事務方がそれを把握せずに、従来のおりの算定をしてしまったことによる誤りとして大変重く受けとめております。

今、議員さん申しましたとおり、そういう算定した方に何かをとということですが、そういうことは特に考えておりませず、あくまでも国の制度の中での我々の誤りということで、直接説明させていただき、おわびさせていただいて手続を進めていただきました。対象の方には、制度の趣旨についてはご理解をいただいたものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほど財源のことでお話しされたと思うんですが、合併特例債につきましても実は国の許可をいただかないと発行できない性質のものでございます。

これについては、市町建設計画等で学校の整備とかいうことで記述はされておりました、ただ単に合併特例債であれば何でも事業を充てられるかというところという面ではございません。

ですから、財政的には補助がいただけなかったので国と交渉いたしまして、せめて合併特例債でその枠はいただけないかということで協議をさせていただいて発行させていただくということで話をさせていただきましたので、その点をご理解いただきたいということを思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ひとり親世帯の話がありましたけど、当該単身児童扶養者というのが法律により正式名称ですよね。だから、それをひとり親家庭と言っているのも、片親と言っているのも、そういう意味ではそれほど問題ではないということだけ言っておきます。言い方の問題ですから。

ただ、旧松岡町ではそういう家庭に対して支援をする、県下で初めてじゃなかったかと思うんですが、そういう支援制度をやっていたということでは僕は評価していますから、その当時のそれが差別用語やったという話は聞いてないです。それだけは言っておきます。

いわゆる国の学校整備の補助金を受けられなんだから、その代替案としてこちらから提案して合併特例債に切りかえたということで今説明があったと思うんですね。ただ、僕はそこは、本当はそれも損得感情を考えると、そっちのほうがより有利になる可能性あるんですね。全体を見れば、それはそれでいいんですが、

ただ、国の責任として、やっぱり学校の整備のときにはそれなりの支援をする。それも非常に安い支援しかしてないのに、それを何か子どもたちのために、教育環境をよくするために早く設計して準備していたものを、国の補正予算が出たときにそれにのる。少しでも早く整備したいというのを逆手にとって補助しないというやり方については、僕はやっぱり持続的にきちっと、それはおかしくないかという指摘を自治体として、自治体の権利としてしていく必要があるという意味でちょっと質問したんです。

これちょっと僕、これからいろんなことをやろうとするときに、国の補正予算、じゃ、何のためにやるんやということを含めて、自治体がやっぱり国を問いたですようにしていかないと、言いなりになるというんでは地方自治体の役割が果たせないんじゃないかということをやちょっと思ったので、ここは大事な点として僕は質問しました。

それと、ひとり親世帯への過誤請求についてはちゃんと対応していらっしゃる。ただ、そのときに、僕はやっぱりそういうような間違いについては、手ぶらというんじゃないしに、少し何か持って行って、本当に申しわけなかったと言ったほうが僕は本当はいいんじゃないかなって。タオルの1本とかそういうのを、税金なんかでもあると思うんですね。何にもなにし行って、間違っただけで今度振り込んでおきますと言うだけでは僕はやっぱり寂しいな。行政の対応としてはもう少し考えるべき。そうされているならいいんですよ。そうでないとしたら、少し何か考えたほうがいいんじゃないかなって思っています。

え、何も無いの、答弁。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 先ほどの学校関係の補助の基準単価そのものでありますとか、制度そのものの考え方につきましては、県なり国なり関係する機関のほうに一度聞いていただくということを考えております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと違った角度なんですけど、その小学校の補助の対象ですが、当然いろんな、国であるとか、県なりと連携とれとる中で、例えば今一括してやったところでは補助のつくつかんというのはあると思うんですが、そこらあたりは事前に打ち合わせしてやるべきことだと思うんですが、それが結果的にそうってしまったというか、それは事前にわかっていたことなんです。わかっ

てないことでしょう。ですから、なぜそういうものを出てこないかというのを事前に把握しなかったのかという点が1点お聞きしたいと思います。

それから、保育園のこれですが、これは今無償化の話が出てきてわかってきたということであれば、もしもそれがなかったら、ずっとこのまま継続されていたということになるんですか。そうすると、結果的にひとり親のほうがそんだけ多く払っていたということは、やはりそれなりに経済的負担もかけていたし、当然細かく言えば金利の話も出てくるわけですから、そこらあたりが、どうしてこれが今浮上してきたのか。先ほどの説明では、無償化の過程の中で出てきましたので、もしもそれがなかったらそのままずっと継続されていたならば、どこかでいろんなときにチェックするというか、そういう対応も必要かと思うんですが、そこらあたりの見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 先ほど私、無償化の過程でという話をしましたが、そうでなくて無償化に向けた国の制度の段階的な制度改革があったということなんです。

発覚しましたのか、要は今年度の保育料の算定の際に、その制度を把握しましてしっかり算定をした結果、前年との差額が出てきた。この原因を追及したところ、そういう制度改革があったことを見逃していたということで発覚したということで、今、無償化の制度が始まるからということではなくて、これも今年度の算定をしっかりとすることで発覚したということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 学校の補助につきましては、松岡小学校南校舎でありますとか渡り廊下分につきましては国の補正予算がついたということで、今回の北校舎分につきましてはこれまでと同様につくのではないかというような予測で1本発注にしていまして、結果的にそれが防災のほうの強化に回ったことで補正がつかなかった。これはいろいろ調整しながら進めてきていたことではありましたが、県の担当者としてもそれが確約できるということは当然ございませんでして、こちらとして、つくだろうというふうな見込みの甘さという以外にございませぬ。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 1点だけ。先ほどの保育料の件ですけれども、要は今後のことだけやっぱり言うていただきたいと思います。別に保育料に限らず、いろんなところで税の徴収、算定もしているわけですから、そういった面でこういったことがままあるような感じにも、あるのかなと思ったりもしてしまうので、再発防止についてはやはり一言答弁いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、まずこういった件がありましたこと、本当に住民の皆さんに深くおわびを申し上げます。

そして、今どういうふうに町として取り組んでいるかということがあります。今、全庁で取り組んでいるのは、100%やっぱり完璧を求めていかなければいけないんですが、ただ、人間がすることですのでミスがあります。こういったミスがあった場合、速やかにそれを認めて、まず認めるところから始める。そして、その認めたことを、例えば課内でどういうふうに改善するか。また、認めることが早ければ早いほど、いろいろな皆さんに対するご迷惑も少なくなるということで、そういうふうな体制を整えていっております。

今、月に週に一度の調整会議、また課長会議、また担当者の課長会議の中で、そういったことをまず、いろいろな課題があつて、それを認めて課内で話し合つて、そして課長同士の連携会議、また私、三役が入る連携会議の中で報告をいただいて、どういうふうに改善していこうか、そういったことを一つの課だけの問題ではなしに全てが考える、そういった取り組みをしております。

本当に今回、こういったことがあつて本当にご迷惑をおかけしましたが、これをまた反省したことを次につなげる。一つ一つ成長もしていきたいと思っておりますので、また皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よつて、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第3号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第6、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正

する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を、平成31年3月29日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水昭博君） それでは、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

地方税等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

主な改正点をご説明いたします。

まず、個人住民税関係でございます。

1つ目といたしまして、ふるさと納税制度の見直しが行われ、基準に適合する地方公共団体が寄附金控除の対象とされました。

関係条文につきましては、16ページの第34条の7、附則第7条の4、附則第9条、17ページに行きまして、附則第9条の2でございます。

2つ目としまして、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローンの控除が拡充されまして、控除期間が10年間から13年間に3年間延長されました。

関係条文につきましては、16ページの第7条3の2でございます。

3番目としまして、令和3年度以降でございますが、単身児童扶養者の非課税措置の拡充が行われました。これは、配偶者の死亡や離婚によります寡婦と同様に寡婦控除を適用するものでございます。

関係条文につきましては、議案書20ページの第2条改正による第36条3の2、第36条の3の3と、議案書23ページ、第3条改正によります第24条でございます。

続いて、軽自動車税関係でございます。

1つ目としまして、本年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用の軽自動車につきまして、燃費性能に応じまして環境性能割の税率を1%軽減する措置が講じられました。

関係条文は、議案書21ページ、第2条による改正、附則第15条の2、附則第15条の6と、議案書23ページ、第4条改正によります附則第15条の6でございます。

2つ目としまして、環境性能割の導入によりまして種別割のグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定いたしました。消費税率引き上げに配慮し、令和3年4月1日に初回新規登録された自家用自動車から適用されます。

関係条文は、議案書21ページ、第2条改正による附則第16条で、議案書22ページ、附則第16条の2と、議案書23ページ、第3条改正によります附則第16条、同じく附則第16条の2でございます。

そのほかにつきましては、所要の改正でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回、4月の全員協議会で税務課から示された資料を見ますと、一つは、この条文を見ていてもなかなか難しいので、3枚出されたうちの1ページ目にふるさと納税制度の見直しということであるんですが、そもそもふるさと納税って国が火つけたんでないんですか。いろいろ考えて集めろというようなことは。それを自分らの思惑からというので、創意工夫でやっているところに口挟むというのは何か違和感はあるんですね。

僕も返礼品を渡すということ自体おかしいと思うし、本町なんかもいろんな事務経費の支出を考えるとかなり大きい負担になっていることが示されているので、その辺は大変なのかなって思うんです。

ただ、自治体として例えば災害復旧のためにクラウドファンディングというふうなことでいろいろやったりする文化財の修復とかそういうのを含めていろいろやったりしているという自治体もあるんで、その辺は何か単に法で規制してしまっていていいんだろうか。

そのまちの地元産品でないとだめやっていう話ですけど、そこの名前を出しているものの原料がどこから入っているかということまで調べられるというんでは、何か難しい話になってくるという話もありますしね。その辺何かちょっと違和感があるなって率直に思っているのが一つ。

2つ目は、いわゆる住宅ローンの控除ですが、それはしていただければいいんですが、何でそういうことが行われるのかということ、消費税10%が適用された住宅取得でというのがあるんですね。それ以前も含めて、これはやっぱりいろいろ何か考えるならわかるんですが、その辺どういうことなのかな。

3つ目は、非課税措置の拡充ということで、いわゆる単身児童、ひとり親家庭の問題ですけど、何か消費税が増税されて、その負担がふえるからそれを防ぐためというか、ちょっと手当をするためにやるとかいうだけでいいのかなって思うところもあるんですね。特に自動車の税金の減税の問題なんかでいうと1年限りで経済対策と言われているんですね。何かやっとなら集めたものを戻すくらいなら、そんなもんせんほうがいいんじゃないかという話もあるくらいですけど、その辺は率直にどうお考えなんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） まず、ふるさと納税につきましてでございますが、これも私も昔の記憶でございますが、ふるさと納税が始まりましたころにつきましては、永平寺町の返礼品自体も町勢要覧であったり、お礼のお手紙であったりというところからスタートしてまいりました。その後、各自治体によりましては、いわゆる返礼品という形で、簡単に言うとお得ですよというふうな形でお金的に結構なお金が自治体によっては集まるというふうなことで財政的に潤ったというところがございましたが、それがちょっとエスカレートし過ぎではないかということで、ふるさと納税された方の3割以内という制限であるのと、あと地場産という形で、やはり地元に戻元されるようにという形でされていった形で、今回こう

いうふうな改正になったと思います。

続きまして、住宅ローンでございますが、これにつきましては確かに消費税が10%に上がるという形がございますので、その部分に対応した部分につきましては、いわゆる減税といいますか、住宅ローンの控除を3年間延ばしましょうという景気にも対応したものでございます。

いわゆる単身児童扶養者の控除でございますが、これにつきましては今までは配偶者がお亡くなりになった、または離婚されたというところの部分だけが対象であったものを、いわゆる単身児童扶養者、いわゆるシングルマザーさんにもそれはやっぱり同様に適用しましょうというところを、これを直したものでございます。

自動車税につきましても、これも確かに消費税が10月から上がるという格好なものでございますから、これもいわゆる景気の落ち込み、冷え込みに対応するものでございまして、ここでやはり10%に上がっても買いかえをしていただきたいというふうな意図でされているものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いろいろ理由はつけられていて、ややこしくてなかなか見えないというのが地方税法の改定なんですけど、全体を通して見ると消費税増税のための地ならしと、あと経済対策。何のためにそんなにお金使うのという批判も随分、これ与党内からもそういう声が随分出ていたと思うんですが。そんなことも含めてどうなんだろうなって率直に思うんで、その辺はそういう態度でこの問題については臨んでいきたいと思っています。

特に自動車重量税なんかでいうと、それがなくなると自治体に入ってくるお金なんかも少なくなるというふうなこともあって、いろいろ税収減の穴埋めの施策も考えられているようです。ただ、地方の財源の拡充、地方交付税なんかを含めた財源の拡充ということではないんですね。穴埋め程度で行われているということも十分見ていく必要があるのかなって私は思っていますので、そのことだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） ご指摘ありがとうございます。

こちらとしましても、税収が最終的にはこの影響によってどうなるのかの部分をごきちんとしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議があります。

これより、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

○4番（金元直栄君） 討論ないの？

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（江守勲君） 休憩前に引き続き再開します。

討論ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる国の地方税法の改定による町の税条例の一部を改正する専決処分ということですが、確かに国の決めることではあっても、専決処分で行われる問題であっても、やっぱり というのはきっちり示しておく必要があると思っています。

例えばふるさと納税制度の見直しもあるんですが、これってやっぱり自主的な方向性を示せるように。それらについても、例えば金の流出だけが目立つようなそういう方向ではなしに、もっと限定的なものにするとかいう、所得のうちの何分の1にするとかいうことも含めた上限設定をきちっとすることで過熱するのも防げるんじゃないか。特に今の国の示している方向でいうと、このふるさと納税はそういうことで所得の中からどれだけ示してもいいかというところでは国が大

幅に拡充したことから過熱してきた経過もあるので、その辺は十分考える必要がある。

さらに住宅借入れ等の税額控除や、いわゆるひとり親家庭への問題でも、消費税増税のための地ならしと言われていまして、この辺はやっぱ認めるわけにいかない。特に自動車重量税などについては、確かに1年限りということもあるので、恒常的にきちっと制度的にやるならいいのに、不公平をさらに拡大するような内容になっていることもありますし、1年間1%とかいうやり方では、僕はそれは問題だと思っています。特に環境性能割とかグリーン化特例とかいうのありますけれども、なかなか車を買いかえられない低所得者にも安定して地域でも生活していけるような条件づくりということでは逆行する面があるんじゃないかということ率直に述べまして、そういう改定については改悪にもつながるといっても含めて反対の立場をとっていきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今、この改正案につきましては、国の税法が施行規則等々が変わったために、それに従って修正するものでありますが、今ほどの反対討論につきまして少し切り口が違うといえますか、そんなニュアンスがあります。

ふるさと納税につきましては、もともと前福井県の西川知事が、地方に、例えばの話ですが東京都等に何千億円も入るような税を地方へも回してほしいということで提言をされて実行されましたが、今ここで改正案が上がっている点につきましては、説明にもございましたように返礼品の過熱があったことは事実で、それを本来の姿に戻すということで当該寄附金の3割相当に資する金額、それから地場産品、その市町、行政の範囲内で生産されたもの、産出されたもの等々に限定すると。一部通販の商品券等々のようなものも返礼品にあげた市町がございまして、例えば泉佐野市とか小山町なんかは、この4つの自治体は今回この対象から外されました。ペナルティといえますか。それから、東京都のほうは従来から税金の出し手といえますか、ふるさと納税によるメリットはないので、最初から申請を取り下げるといえますか、対象外、自分からおりたという、この5つの行政につきましては、ふるさと納税制度から外れておりますが、ほかにつきましてはその市町によってふるさと納税金額の多い少ないはございますけれども、一応この中で実施をしてくれているということでございますので、これは今、私が永

平寺町だけが認めない、反対するというわけにもいかないような性質のものだというふうに思います。

それから、自動車税等々につきましても、住宅取得の税制につきましても、これがすなわちイコール低所得者の生活安定に寄与しないといえますか、乱すものというふうにはちょっと受けとめられませんので、以上の理由によって、この税条例の一部を改正する条例の専決処分を支持いたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第3号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認すること決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（江守勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第8 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第29号から日程第9、議案第31号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○議長（江守 勲君） ただいま一括上程いただきました議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号、永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、総務費におきましてプレミアム商品券事業の実施に向け、システム改修費や事務経費を計上したほか、地域コミュニティセンター新築工事に係る補助金等を計上するものでございます。

民生費におきましては、消費税率の引き上げにあわせて、国、県より低所得者保険料軽減分が負担金として交付されるに伴い、繰出金を計上するものでございます。

農林水産業費におきましては、今年度より森林環境譲与税が交付されることに伴い、森林経営管理制度に係る事務費等を計上するものでございます。

商工費におきましては、国の地方創生推進交付金の採択を受けたことから財源組み替えを行うものでございます。

土木費におきましては、下水道事業繰出金を計上するものでございます。

以上により、一般会計補正予算の総額は1億856万9,000円となった次第です。これらの歳出の財源となります歳入は、森林環境譲与税、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金等による措置をしております。

次に、議案第30号、永平寺町介護保険特別会計について申し上げます。

平成30年度介護給付費の精算により支払基金交付金への返還金が生じたため補正するものでございます。

次に、議案第31号、永平寺町下水道事業特別会計について申し上げます。

中央浄化センターの下水処理関係装置の修繕に係る費用を計上するものでございます。

以上、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書29ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億856万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7382万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、30ページから31ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして、

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

上段の款2総務費、目4財産管理費の基金積立金200万円は、今後の財源とするため、森林環境譲与税の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

中段の款2総務費、目5企画費のシェアリングエコノミー活用推進事業委託金939万1,000円は、地域経済の活性化を図るための取り組みとして、えい坊くんのまちづくり会社に関連事業を委託するものでございます。

その下、地域経済牽引事業補助金1,000万円は、発酵文化を集積する新しい空間、「永の里」プロジェクト事業に対し、地方創生推進交付金を活用し支援するものでございます。

その下、コミュニティ会館整備支援事業補助金3,672万2,000円は、町内2地区のコミュニティセンター新築工事及びその他の2地区のコミュニティセンター改修に係る補助金でございまして、

その下、プレミアム付商品券事業事務事業補助金1,356万6,000円については、町商工会が行う商品券発行に係る換金などの事業に係る経費でございまして、

37ページをお願いいたします。

上段の款3 民生費、目4 老人福祉費の低所得者保険料軽減繰出金2 4 6 万4, 0 0 0 円は、消費税率引き上げにあわせて国、県より低所得者保険料軽減分が負担金として交付されることによるものでございます。

3 8 ページをお願いいたします。

上段の款6 農林水産業費、目2 林業振興費5 0 万円及び目3 林道費1 5 0 万円については、森林環境譲与税を原資とする森林経営管理制度に係る事務費と林道の維持管理のために機械を借り上げた費用の一部を補助するものでございます。

中段の款7 商工費、目4 観光施設管理費6 0 万円につきましては、大型連休の影響で町営駐車場の利用台数が増加したことにより、門前観光協会への駐車場管理委託料の増額をお願いするものでございます。

また、国の地方創生推進交付金の交付決定を受けたことにより、目3 観光費など関連する事業において財源組み替えも行っております。

3 9 ページをお願いします。

款8 土木費、目3 下水道費、下水道事業特別会計繰出金7 1 0 万1, 0 0 0 円は、中央浄化センターの汚水処理施設の修繕費用を繰り出すものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、3 4 ページをお願いいたします。

これまで申し上げた歳出の財源としまして、3 4 ページ上段にあります森林環境譲与税4 0 0 万円、地方創生推進交付金1, 2 0 9 万5, 0 0 0 円、プレミアム付商品券事業補助金2, 2 2 6 万3, 0 0 0 円を初め、各事業における国庫支出金4, 8 9 3 万2, 0 0 0 円や県支出金6 4 9 万円を漏れなく計上し、歳出補正額1 億8 5 6 万9, 0 0 0 円から、それぞれ特定財源7, 5 9 2 万2, 0 0 0 円を差し引いた額には、3 5 ページ中段のとおり一般財源として前年度繰越金を3, 2 6 4 万7, 0 0 0 円計上しております。

以上、議案第2 9 号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

議案書4 2 ページをお願いいたします。

第1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 8 億9, 8 4 3 万6, 0 0 0 円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額については、43ページから44ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

上段の款2保険給付費、目5施設介護サービス給付費については、消費税増税に伴い低所得者軽減分に対する国県負担金が交付されることに伴い、一般会計繰入金と特別徴収保険料との財源を組み替えるものでございます。

下段の款10諸支出金、目2償還金は、平成30年度介護給付費の精算により生じた支払基金への交付金返還をするものでございます。

財源としましては、47ページのとおり、前年度繰越金を同額計上しております。

以上、議案第30号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,963万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、52ページから53ページにかけての第1表、歳入歳出補正予算によるところでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

歳出では、中央浄化センターの下水処理関係装置の修繕に710万1,000円を計上しております。

財源といたしましては、56ページのとおり、一般会計繰入金を同額計上しております。

以上、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算までの補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

医療介護総合確保推進法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、低所得者の保険料の負担軽減強化を図ることになりました。

本町におきましては、第1段階の軽減強化をするとともに、軽減対象者を第1段階と第3段階に拡大するよう改正するものです。

以上、議案第32号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

主な改正内容は、助成対象者の範囲に、父母がいない児童の養育者を追加すること。題名を含む条例本文中の「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改めるものです。

施行日は、公布の日からとしています。

以上、議案第33号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますようお願いいたします。

～日程第12 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制

定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第 1 2、議案第 3 4 号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○議長（江守 勲君） ただいま上程いただきました議案第 3 4 号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

改正内容は、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、永平寺町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第 3 4 号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第 1 3 議案第 3 5 号 字の一部区域の変更について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第 1 3、議案第 3 5 号、字の一部区域の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○議長（江守 勲君） ただいま上程いただきました議案第 3 5 号、字の一部区域の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

松岡宮重地区の地籍調査事業において、同地区内に上吉野地籍や湯谷地籍における飛び地の詳細が明らかになりました。

それらについて、関係区の同意を得て、松岡宮重地区に編入することで区域を明確に区分し、整理するものでございます。

以上、議案第 3 5 号の提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第 1 4 議案第 3 6 号 救助工作車の取得について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第 1 4、議案第 3 6 号、救助工作車の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○議長（江守 勲君） ただいま上程いただきました議案第 3 6 号、救助工作車の取

得について、提案理由のご説明を申し上げます。

本入札は、4月24日に施行され、契約相手方と物品購入契約締結をするに当たり、予定価格が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第36号の提案理由の説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議案36号、救助工作車の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお願いいたします。

本件は、消防本部車両整備計画に基づきまして救助工作車を更新するものでございます。

この入札は4月24日に執行されており、取得財産の名称、数量は、救助工作車1台で、契約方法につきましては指名競争入札でございます。契約金額は8,100万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は600万円でございます。契約相手方は、福井県福井市大手3丁目11番4号、暁産業株式会社、代表取締役、荒木伸男でございます。

以上、議案の補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで議案第36号、救助工作車の取得についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

暫時休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午前11時51分 再開）

○議長（江守勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第36号、救助工作車の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第15 議員派遣の件～

○議長(江守勲君) 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することとしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午前11時54分 再開)

○議長(江守勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす5月28日から6月2日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす5月28日から6月2日までを休会とします。

6月3日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時54分 散会)